

第2章 もしもの時は



(1) 病気の時は 記入日 年 月 日

それぞれの項目にチェック ☒ を入れてください。

●告知について

- ☐ 病名・余命を告知してほしい
- ☐ 病名のみ告知してほしい
- ☐ 病名・余命ともに告知を希望しない
- ☐ 家族等にまかせる

●延命治療について

- ☐ 可能な限り延命治療を受けたい
- ☐ 回復の見込みがなければ延命治療を希望しない
- ☐ 苦痛を少なくすることを重視する
- ☐ 家族等にまかせる

●終末医療について

- ☐ 自宅で過ごしたい
- ☐ 病院で看護を受けたい
- ☐ ホスピスで過ごしたい (※)
- ☐ 家族等にまかせる

※ホスピスとは終末期ケアを行う施設のこと

●臓器提供・献体について

- ☐ 臓器提供意思表示カードを持っている
- 意思表示カード保管場所：
- ☐ 献体の登録をしている
- 登録団体：
- ☐ 臓器提供・献体を希望しない
- ☐ 家族等にまかせる

●高度医療について チェック ☒ を入れてください。

心肺蘇生	☐	希望する	☐	希望しない
	☐	家族等にまかせる		
気管挿管、人工呼吸時	☐	希望する	☐	希望しない
	☐	家族等にまかせる		
胃ろう 経鼻栄養	☐	希望する	☐	希望しない
	☐	家族等にまかせる		
中心静脈栄養	☐	希望する	☐	希望しない
	☐	家族等にまかせる		

心肺蘇生



心臓が止まった時に、胸を圧迫して、全身の血液循環を維持します。ろっ骨を骨折することがあります。

気管挿管、人工呼吸器



自分の力での呼吸が不十分になったとき、機械が呼吸を補助する方法です。マスクで行う場合や、気管挿管（鼻や口から気管へ管を入れる）、気管切開（のどに穴をあけて管を通す）があります。利用中は声が出せません。また適宜吸引が必要になります。自分で呼吸ができるようになれば外すことができますが、状態回復が難しい場合があります。

胃ろう、経鼻栄養



十分な栄養や水分、薬を口から摂れなくなった時に、栄養や水分摂取を目的に行います。胃や腸に穴を開けて行う「胃ろう」「腸ろう」や、細い管を鼻から胃まで通して行う「経鼻経管栄養」があります。胃ろうの場合は手術が必要ですが、経鼻経管栄養と比較して長期に栄養管理が可能になります。いずれの場合も胃や腸まで直接栄養を送り込むので、一定栄養補給が可能です。が、身体機能低下によりその栄養の吸収ができなくなることもあります。

中心静脈栄養



十分な水分や薬を口から摂れなくなった時に、頸や足の付け根などの太い静脈に細い管(カテーテル)を入れて、栄養補給をする方法です。普通の点滴よりも十分な栄養補給(高カロリー輸液)が可能です。カテーテルではなく、CVポートという器具を皮膚の下に埋め込み、その部位に皮膚の上から針を刺して輸液を入れる場合もあります。点滴とくらべて長期の利用が可能ですが、状況によっては感染のリスクやカテーテルが抜けないように身体拘束をすることもあります。また点滴同様に、終末期には点滴液が代謝されず、身体がむくむ場合があります。

●私が判断できない時は

事前にご本人とも話しておきましょう

私の治療方針については、

名前： 続柄： 連絡先：

の意見を尊重して決めてください。

(2) 介護が必要な時は

記入日 年 月 日



かけがえのない一度きりの人生を最後まで自分らしく歩むために、残りの時間をどのように過ごし、何を大切にしたいか考えてみましょう。

介護をすることは人生の大切な修行の一つであり、その機会を与えられることは幸せなことなのかもしれません。

大切な方に、「介護をする機会」を与えてあげてください。



●介護をお願いしたい人

名前：	続柄：	連絡先：
-----	-----	------

●介護してくれる人に伝えたいこと

●生活する場所 ☒を入れてください。

☐	なるべく自宅を希望する
☐	病院・施設を希望する 名称・場所等：
☐	家族等にまかせる 名前： 続柄： 連絡先：
☐	その他を希望する：

●介護の費用

☐	私の預金や年金等でまかなってほしい
☐	用意してある 保管場所等：
☐	その他を希望する：
☐	特に用意していない

●介護施設への入所時に連絡して欲しい人

名前：	続柄：	連絡先：
-----	-----	------

(3) 判断能力が低下した時は

記入日 年 月 日

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまいます。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないでいると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。もしもの時に備えて資産の管理方法を決めておきましょう。

●財産管理などをお願いしたい人

名前：	続柄：	連絡先：
-----	-----	------

●財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック☒を入れてください。

☐	法定後見制度（※1）	☐	任意後見制度（※1）
☐	財産管理委任契約（※2）	☐	日常生活自立支援事業（※3）
☐	民事信託（※4）	☐	特にない

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

	法定後見	任意後見
判断能力	今現在、すでに低下している。	今はまだ問題ない(将来に備えたい)。
後見人の決め方	家庭裁判所が選任します。変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。	自分で選び、公証役場で契約をします。契約の変更ができます。

※2 財産管理委任契約について

自分の財産の管理を、自分で選んだ代理人と契約することで代理権を与えておけるものです。判断能力がしっかりしている時から「自分が出来ない範囲」で依頼することができます。しかし、民一民契約のため、契約の履行状況を監督する公的な機関がありません。そこで、契約の安全性を担保するためにも、弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談することをお勧めします。

※3 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋

※4 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。